

## 自動車の走行中における MCA無線のご利用について

平成16年11月に施行された「改正道路交通法」では、自動車等の走行中における携帯電話等無線通信機器のご利用について、罰則を伴う規制の強化が図られました。

MCA無線ご利用の皆様方におかれましては、法の趣旨に則り常に安全運転にお心掛け頂きますようご協力をお願い致します。

なお、移動無線センターグループでは、警察庁及び総務省ご当局のご指導の下、次のとおりMCA無線のご利用の一般的規準を定めましたので、よろしくご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

(注：一般的規準とは、通常の使用形態での規準を指します。)

### ① スピーカーマイク（ノーマル型）

使用可

### ② スピーカーマイク（操作キー付型）

使用可

スピーカーマイクは、ノーマル型及び操作キー付型ともタクシー無線において使用されています。従って、双方とも罰則の適用外と判断されますが、**走行中にキーを操作したり、表示部を注視したりすることについては、取り締まりの対象となることも考えられますのでご注意ください。**

### ③ ハンドセット型

使用不可

ハンドセット型は、警察庁への照会で「適用対象」とされていますので、走行中はご利用をお控え下さい。

### ④ 携帯型（トランシーバ型）

使用不可

携帯型については、平成11年の道交法改正時の警察庁の見解において、「据置型」は適用外であるが、「トランシーバ型」は適用対象であるとの見解が示されていますので、走行中はご利用をお控え下さい。

(参考) 総務省通知

- 警察庁ホームページに掲載されている内容のうち「タクシー無線等」については、タクシー無線のほか、同様の使用形態であるMCA等の業務用無線が含まれること。
- MCA等の業務用無線のスピーカーマイクについても罰則の適用外であること。

(H16.12 製)

mcAccess e

未来にアクセス エムシーアクセス

(財) 北海道移動無線センター

(財) 東北移動無線センター

(財) 移動無線センター

(財) 信越移動無線センター

(財) 東海移動無線センター

(財) 近畿移動無線センター

(財) 中国移動無線センター

(財) 九州移動無線センター

全国移動無線センター協議会

<http://www.mcaccess-e.com>

## 運転中の携帯電話等の使用に対する規制について

去る11月1日から改正道路交通法が施行され、自動車等の運転中に携帯電話等を使用した場合は罰則が適用されることになりましたが、罰則の対象となる無線機についての警察庁の見解は、警察庁ホームページに掲載されることになりましたので、お知らせします。

なお、移動通信課と警察庁交通局交通企画課の間で、次の2点について、警察庁ホームページに掲載する内容の趣旨の範囲であれば問題ないことを確認しておりますので、併せてお知らせします。

- ❶ 警察庁ホームページに掲載される内容のうち「タクシー無線等」については、タクシー無線のほか、同様の使用形態であるMCA等の業務用無線が含まれること。
- ❷ MCA等の業務用無線のスピーカーマイクについても罰則の適用外であること。

(参考：警察庁ホームページに掲載予定の内容)

- 運転中に手で保持して通話のために使用した場合に罰則が科される無線通話装置とはどのようなものですか。

今回規制の対象となる「無線通話装置」とは、法律上、「携帯電話、自動車電話用装置その他無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）」と規定されています（道路交通法第71条第5号の5）。

これは、自動車等の運転中に携帯電話等を手で持って通話のために使用したり、携帯電話等を手で持って電子メールの送受信等のために画面に表示された画像を注視することについては、

- 片手運転となり、運転操作が不安定となる
- 会話が気にとられたり、画像を注視することにより、運転に必要な周囲の状況に対する注意を払うことが困難となる

という点で特に危険な行為であるとの認識に基づき設けられています。

今回の法規制の対象となる無線通話装置については、個々具体的に判断される必要がありますが、上記の趣旨にかんがみ、一般的には、その形状や本来的な使用方法において、手で保持しなければ送信、受信のいずれをも行うことができないものが該当します。

典型例としては、携帯電話や自動車電話がこれに当たりますが、ハンズフリー装置を併用している携帯電話、据え置き型や車載型のタクシー無線等については一般的には規制の対象とならないものと考えられます。

なお、今回の規制の対象に当たらない無線通話装置を使用した場合であっても、これにより交通の危険を生じさせた場合には、安全運転義務違反（第70条）が成立し、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金が科されることとなりますので、運転中はできるだけ無線通話装置の使用を控えるよう、御理解と御協力をお願いいたします。